



高齢者運転免許証

自主返納支援事業について

近年、高齢者による重大な交通事故が増加していることから、成田市では70歳以上の方の運転免許証の自主返納を支援します。（令和4年7月1日より受付開始）

運転が不安だと感じたら、運転免許証の自主返納を検討してみませんか？

支援内容

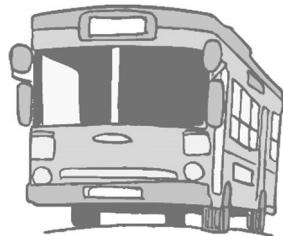
公共交通機関（バスや電車等）などで使用できる、

交通系 IC カード10,000円相当分を1枚給付します。

（利用料金9,500円分 + 預り金500円）

交通系
ICカード

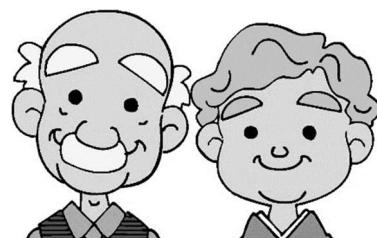
※給付は1人1回限りです。



対象者

次の項目すべてに該当する方が対象となります。

- ① 令和4年4月1日以降に、すべての運転免許証を自主返納された方（※）
- ② 運転免許証の自主返納日の年齢が70歳以上の方
- ③ 自主返納日及び支援の申請日に成田市に住んでいる方
(成田市の住民基本台帳に記録されている方)
- ④ 自主返納してから1年以内に支援の申請をされる方



※「すべての運転免許証を自主返納された」とは、有効期限のある運転免許証を自主的に返納し、一切の運転免許証を持っていない状態になったことを意味します。例えば、普通自動車免許と原付免許をお持ちの方が、どちらの免許も返納した場合のことをいいます。なお、有効期限が切れた免許証は、自主返納の対象とはなりません。

手 続 き の 流 れ

①自主返納手続き（警察署、運転免許センター）

県内の警察署または運転免許センターにて、自主返納手続きを行ってください。
自主返納後、「申請による運転免許の取消通知書」が交付されますので、大切に保管してください。
※市役所では、運転免許証の自主返納手続きはできません。
※自主返納の手続きなどにつきましては、警察署または運転免許センターへお問い合わせください。



成田警察署	電話：0476-27-0110
千葉運転免許センター	電話：043-274-2000
流山運転免許センター	電話：04-7147-2000

②支援の申請手続き（市役所2階 交通防犯課窓口）

令和4年7月1日より受付開始

支援をご希望される方は、必要書類をご持参のうえ、申請手続きをお願いいたします。

◎ 必要書類（※書類の不備等にご注意ください）

- ①申請による運転免許の取消通知書（自主返納後に交付されます）
- ②本人確認ができるもの（運転経歴証明書・マイソバーカード・健康保険証など）
【代理人による申請の場合】
- ①に加えて、
 - ③委任状
 - ④代理人の本人確認ができるもの

③支援の決定、給付

書類審査後、交通系 IC カード 10,000 円相当を給付いたします。

【支援の申請手続き及び問い合わせ先】

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地

成田市役所 市民生活部 交通防犯課（市役所 2 階）

電話：0476-20-1527

（午前 8 時 30 分～午後 5 時【土・日・祝日・年末年始を除く】）